

第2部 こども・若者育成支援施策の実施状況

第1章 令和6年度における主な取り組み

1 こども・若者の育成と自立に向けた支援

(1) 子ども知事室

やまがたの次代を担うこども達が、知事と直接対話する機会を持つことにより、県政や県の事業に関心を持ち、ふるさと“やまがた”を理解する一助とするために実施している。

県内の小学校等に通う5・6年生を対象に参加者を募集し、県内の4地域から抽選で選ばれた児童が参加している。例年、対話の時間には知事への質問が次々と出され、知事と小学生が意見を交換する貴重な場となっている。

令和5年度から、参加者一人ひとりが「私が思い描く未来の山形県」について発言する時間を設けている。

【令和6年度実施内容】

日 時：令和6年8月5日（月）

参加人数：12名

場 所：県庁、農業総合研究センター

内 容：「一日知事」の辞令交付、記念撮影、
知事との対話、模擬記者会見、
施設見学



知事との記念撮影

※2回開催予定だったが、大雨災害のため
7月29日（月）の開催は中止となった。

(2) 青少年健全育成県民運動の展開

◇「大人が変われば子どもも変わる」県民運動（平成12年～）

子どもは身近な大人や地域社会の様々な環境から影響を受けて成長することから、健全で安全な社会環境をつくり、地域社会全体で子どもたちを見守り育む必要がある。さらに、大人が自ら社会のモラルやルールを守って子どもたちの良き手本となることが大切であり、これらと呼びかける県民運動を展開し、健全で安全な社会環境づくりを推進している。

【主な内容】

①あいさつ・見守り運動～子どもを家庭・地域で育てよう！～

オアシス（おはよう、ありがとう、しつれいします、すみません）運動、見守り活動等

②モラル・マナーの向上運動～大人が子どもの手本となろう！～

ゴミ・空き缶・吸殻を捨てない、交通ルール・マナーを守る、公共の場のマナーを守る等

③子どもを事故や犯罪等から守る運動～子どもの安全を地域全体で見守ろう！～

地域の危険箇所の点検や子ども達のたまり場の見回り、有害環境の浄化活動、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等のメディア活用のルール周知等

◇“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動（平成25年度～）

いじめ・非行の防止・根絶に向け、県、教育機関、警察及び青少年健全育成団体などが連携し、学校と地域が車の両輪となって活動することを呼びかける県民運動を展開し、県民の「いじめ・非行をなくそう」という意識の醸成を図っている。

【令和6年度の主な成果】

① 小・中学校・特別支援学校の児童生徒を対象とする取組み

◆標語の募集・周知

県内の全小・中学校及び特別支援学校の児童生徒にいじめ防止標語を募集したところ、322校から51,340通の応募があり、4地区毎に優秀標語を選定した。

<令和6年度優秀標語>

村山地区	いやなこと しなない いわない ゆるさない (村山市立楯岡小学校 1年 しみず はるひと 清水 晴仁さん)
最上地区	その気持ち いつかじゃなく 今助ける (最上町立最上中学校 1年 ちば りゅうま 千葉 琉真さん)
置賜地区	きっとある 優しい心 誰にでも (高畠町立高畠中学校 3年 うちやま ちさと 内山 千咲登さん)
庄内地区	「それいいね!」 ともだちよいとこ つたえよう (山形県立鶴岡養護学校 小学部5年 あおき まこさん 青木 まこさん)

② 高等学校の生徒を対象とする取組み

◆いじめ防止スローガンの作成

県内の全高等学校にいじめ防止スローガンの作成を呼びかけたところ、県立高校44校、私立高校2校でスローガンが作成された。

◆ポスターデザインの募集

県内の高校生に“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動普及啓発用ポスターのデザインを募集。合計で16点の応募があり、選考の結果、右の作品が優秀作品に輝いた。



県立山形中央高等学校 1年
野村 咲景さん作

③ 「いじめ・非行防止セミナー」の開催

令和6年10月27日(日)、村山市民会館にて、山形県青少年健全育成県民大会とあわせて開催した。

第63回山形県少年の主張大会で最優秀を受賞した白鷹町立白鷹中学校3年の井上愛奈さんが「障害を乗り越えて」と題し、「中学校の部活動での仲間の励ましや支え、監督やコーチの指導などを通して、障害があったとしても勇気を出して挑戦すれば、必ず自分を応援してくれる人、支えてくれる人がいることに気が付くことができた。その人たちに感謝の気持ちを示すためにも、これからも多くのことに挑戦していきたい。」と主張発表を行った。

事例発表では、東根市でさくらんぼタントクルセンター等を運営している特定非営利活動法人クリエイトひがしね理事の三浦通夫氏が、「こどもに遊びに夢中になれる環境を保障してあげることを役目と考え、遊ぶことで育つ『遊育』と地域において共に育ち合う『共育』を提供する活動を行っていること、貢献できているかは掴みにくい、遊育と共育の推進により子どもたちのウェルビーイングをつくっていききたい」と発表した。

基調講演では、有限会社クロフネカンパニー代表の中村文昭氏が「でっかい子育て人育て」と題し、大切にしている言葉「聞いた言葉で心が作られる。子どもの発する言葉が未来をつくる」、「頼まれごととは試されごと」などを自分の経験や活動に触れながら紹介し、「子どもには教えるのではなく、未来に向かってワクワクさせること、子どもが自分自身との約束を守ろうと頑張りたいくなる気持ちにさせることが大切。頼まれごとから『ありがとう』が増え、地域の子どもがワクワクできるよう大人がたくさんパスを出してほしい」と熱く講演した。



三浦通夫氏の事例発表



中村文昭氏による講演

④ 各地域における運動の展開

県内の各地域において、街頭や学校での普及啓発活動など、地域の実情に応じた様々な取組みが展開された。



いじめ防止標語の地区での啓発ポスター



高校生と地域の大人の対話会

(3) インターネット環境に関する取組み

本県では「山形県青少年健全育成条例」を一部改正（平成31年3月15日公布、令和元年7月1日施行）し、携帯電話販売事業者及び販売代理店に対し、フィルタリングの必要性・内容等が記載された説明書の交付を義務づけ、フィルタリングが不要と判断した保護者に対する不要申出書の提出義務を課すこととした。さらに青少年に裸等の画像を要求する行為を規制したほか、携帯電話販売事業者等に立入調査を行えることとした。令和6年度は、立入調査を47件（指導件数0件）実施した。

また、令和6年11月18日（月）、県庁講堂にて、青少年育成団体、保護者団体、関係行政機関等を対象に開催した「地域の大人のためのインターネット利用に関する研修会」において、県消費生活センターの五十嵐弥生氏による講演を実施し、若者のインターネットトラブルの現状と防止対策等について学ぶ機会とした。



研修会の様子

(4) 有害環境浄化の取組み

① 遊技営業等

◇カラオケボックス

カラオケボックスは、営業が深夜に及ぶことや密室性が高いことから、青少年の飲酒、喫煙、不健全性的行為などが懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例において、カラオケボックスへの青少年の深夜（午後11時～午前4時）入場の制限を規定しているほか、県カラオケスタジオ協会に対してボックス内の外部からの見通しの確保等について依頼している。また、同協会では、青少年の非行・犯罪被害防止のため、年齢確認の徹底、20歳未満の者の喫煙・飲酒等の防止強化の意思確認を行っているほか、自主規制措置として16歳未満は午後6時まで、18歳未満は午後10時までの利用時間と定めている。

◇インターネットカフェ・インターネットゲーム施設等

インターネットカフェ等は、青少年のインターネット利用による有害情報の閲覧や、薬物犯罪、わいせつ犯罪などの場所として利用されるケース等が懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例に基づき、カラオケボックスと同様に深夜入場の制限を規定しているほか、「山形県インターネット防犯連絡協議会」等と連携し、関係事業者等と意思疎通を図って青少年の非行・犯罪被害防止を強化している。

◇ゲームセンター

ゲームセンター（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5号に該当する営業を除く。）は、営業が深夜に及ぶ場合があることから、青少年の飲酒、喫煙などが懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例において、ゲームセンターへの青少年の深夜（午後11時～午前4時）入場の制限を規定しているほか、「日本アミューズメント産業協会施設営業部」と連携し、夜間入場の制限の徹底を図るとともに飲酒・喫煙の防止等についても強化している。

② コンビニエンスストア

コンビニエンスストアは深夜に営業を行っているため、青少年による酒、煙草の購入や有害図書類の閲覧等のほか、店内や駐車場が「たまり場」となることが懸念される。

本県では、県青少年健全育成条例において、コンビニエンスストア等深夜営業施設の従業員等は、深夜に店舗内及び店舗敷地内にいる青少年に対して帰宅を促す努力義

務を規定している。

各コンビニエンスストア本部等で構成している山形県コンビニエンスストア等防犯対策協議会では、強盗、万引き等の犯罪被害防止対策の向上を図るほか、年齢確認の徹底等による20歳未満の者への酒類、煙草の販売禁止の強化にも取り組んでいる。

また、ノンアルコール飲料については20歳未満の者への飲酒を誘発するおそれがあるとし、県小売酒販組合において酒類と同等の扱いとすると規定したことを受け、県内コンビニエンスストアにおいても酒類として扱い、年齢確認の励行に努めて20歳未満の者への販売は行わないことを決定している。

③ 図書およびビデオ取扱店

県青少年健全育成条例では、著しく性的感情を刺激する図書類や粗暴性・残虐性を助長する図書類のほか、犯罪・自殺を誘発する図書類について有害図書類として指定し、青少年への閲覧、販売等を禁止している。

また、大量に出回る残忍なゲームソフトやわいせつ性の高いアダルト映像等に対応するため、県青少年健全育成条例に基づく「図書類の内容を審査する団体の指定」を導入し、各ジャンルの自主規制団体が『成人指定』又は『18歳以上対象』等と判断したものについては、県内においては有害図書類とみなすこととした。

現在、審査団体として指定されているのは下記の4団体である。

「特定非営利法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（略称：CERO）」 家庭用ゲームソフトを審査する団体	
「（一社）コンピュータソフトウェア倫理機構（略称：ソフ倫）」 パソコン用ゲームソフトを審査する団体	
「（一社）映像倫理機構（略称：映像倫）」 アダルトDVD等を審査する団体	
「（一社）日本コンテンツ審査センター」 アダルトDVD等を審査する団体 ※上記「映像倫理機構」が平成28年1月1日付けで組織改編を行い、名称変更されたことから、新たな団体として指定した。	

(5) 立入調査状況

① 深夜遊技営業等

本県では、県青少年健全育成条例に基づき、カラオケボックス・インターネットカフェ・ゲームセンター等の深夜遊技営業等営業者に対し、本庁及び各総合支庁担当職員が定期的に立入調査を実施し、青少年の深夜立入り規制の履行状況及び同規制に関わる表示が適切に掲示されているか等を確認し、不備な点のある店舗に対しては、その都度指導し改善を図っている。

② 図書類取扱い店

青少年に有害と認められる図書類については、山形県青少年健全育成審議会に諮問し、有害図書類として指定している。書店・コンビニエンスストア・ゲームソフト販売店等の図書類取扱い店に対しては、本庁及び各総合支庁担当職員が定期的に立入調査を実施し、有害図書類等の区分陳列の状況等について確認している。

令和6年度の立入調査実施状況

種 別	対象箇所数	立入調査数	指導数
カラオケボックス	27	12	1
インターネットカフェ	4	2	1
ゲームセンター(コーナー)	16	8	0
コンビニエンスストア	442	569	186
書店	68	39	6
レンタルビデオ・DVD店	21	12	1
その他(複合店等)	10	17	4
図書類自動販売機	7	12	4
ゲームソフト販売店	10	5	1
計	605	676	204

※ 対象箇所数は、令和6年3月現在の把握数

(6) 危険薬物規制の取組み

本県において危険ドラッグが原因とみられる交通事故等が発生していたことから、危険ドラッグなどの危険な薬物の乱用を防止するための条例として「山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を制定し、平成28年4月1日から施行した。

条例では、法律の規制が及んでいない薬物について所持、使用等の規制を行い、違反者には最高で2年の懲役または100万円の罰金が科せられる。

また、行政、県民、事業者のそれぞれに責務や役割を定め、啓発や情報提供など様々な面で連携・協力し、薬物の乱用防止を図ることとしている。

2 若者が活躍できる環境づくりの推進

(1) 審議会における若者委員登用の推進

本県における若者の県政参画を促進し、その意見を県政に反映させるため、若者委員を登用し、県の政策形成・施策推進に対して意見を求めることを目的としている。

やまがた子育て応援プラン（計画期間 R2～6 年度）において、令和 6 年度までに全審議会において若者委員（20～30 代）を 1 名以上登用することを目標とし、登用を進めている。

県における審議会等の若者委員の登用状況

	平成 31 年 3 月末	令和 2 年 3 月末	令和 3 年 3 月末	令和 4 年 3 月末	令和 5 年 3 月末	令和 6 年 3 月末
若者委員のいる 審議会の割合	100.0% (93/93)	100.0% (93/93)	98.9% (88/89)	100.0% (85/85)	100.0% (88/88)	97.7% (85/87)

資料：山形県多様性・女性若者活躍課

(2) 若者支援コンシェルジュ事業

地域活動に意欲的に挑戦する若者のフォローアップ、若者たちが気軽に相談できる窓口の設置及び若者サポーターの配置により、ニーズに沿った活動へのサポートを展開し、若者活動のレベルアップや新たな活動を支援するとともに、若者同士の繋がりや広がりによる県内の若者活動の活性化を図っている。



若者支援コンシェルジュパンフレット

【令和 6 年度実施内容】

◆若者支援コンシェルジュの設置

若者活動の総合相談窓口を設置し、仲間集めやイベント周知・PR の仕方、活動資金の調達の方法、法令等各種手続きなどの活動に関する相談支援を実施

◆若者サポーターの配置

地域で活躍する方を若者サポーターとして配置し、若者支援コンシェルジュの要請で、若者からの活動に関する相談に現地でアドバイス等実践的な指導を行い、活動のレベルアップや若者の新たな活動を支援

・令和 2 年度以降の若者サポーターの登録者延数：48 名（令和 7 年 3 月末）

◆若者の交流の場づくり

若者のニーズに沿ったテーマで交流の場を企画・実施することで、若者活動の学びの場とするとともに、若者同士の交流拡大を推進

(5) やまがた若者応援大使

本県若者の活躍や山形の魅力を県内外に発信することで、若者にとって山形県で暮らすことが楽しいと感じ、また、若者が若者を呼び込む環境づくりを推進している。

【令和6年度実施内容】

◆やまがた若者応援大使による発信

- ・ 県内外で幅広く活躍している地域活動の実践者5名に「やまがた若者応援大使」を委嘱し、本県若者の活躍や山形暮らしの魅力をWeb等で発信
- ・ 「やまがた若者応援大使」の活動や山形の魅力を発信するWebサイト『山形には何もない』と思ったら開く図鑑』で、本県で活躍する若者を取材発信



山形の魅力や若者の活躍を発信するWebサイト「山形には何もない」と思ったら開く図鑑」

(6) 若者のオンライン対話事業

本県にゆかりのある若者をオンラインでつなぎ、意見交換する場を創出することで、若者の考える県政の課題や強みを把握し、関係機関との情報共有や施策の検討に活かしている。

【令和6年度実施内容】

◆オンライン対話の開催

本県にゆかりのある若者が意見交換をする場として

ミーリアル ワイワイミーティング
「MeReal! YYmeeting」(9月8日、34名参加)を開催

◆報告書の作成

MeReal! YYmeeting で出された意見を取りまとめた報告書1,000部を作成し各市町村、県関係機関等に配布



募集チラシ

(7) やまがた魅力発信アンバサダー事業

県内外の高校生や大学生をはじめとした若い方々に、山形の魅力を発信する「やまがた魅力発信アンバサダー」になってもらい若者目線の山形の魅力を発信することで、若者の県内定着・回帰促進を図っている。

【令和6年度実施内容】

◆やまがた魅力発信アンバサダーによる情報発信

県内外の高校生や大学生等35名がやまがた魅力発信アンバサダーとなり、若者目線の山形の魅力を取材し記事・動画を作成し、Webサイト「山形を届けるウェブメディア anone.」、Instagramにて情報発信



◆アンバサダー同士の交流の場の創出

アンバサダー同士の交流、アンバサダーの取材スキル向上を目的として7回の交流会を開催

(8) 輝く県民活躍大賞

本県の社会貢献活動や地域活性化に寄与する取組みを顕彰し、県民に広く紹介することにより、県民の関心を高め、積極的な参画を促すとともに、県民が様々な分野で活躍できる風土づくりを推進することを目的としている。

【令和6年度実施内容】

◆授賞式

日 時：令和6年11月19日（火）

会 場：県庁5階502会議室



2024 輝く県民活躍大賞 受賞者

【若者部門】3件 他ジュニア・ユース部門3件、一般社会貢献部門3件

団体名又は個人名 (所在市)	主な活動内容
川西町こども食堂 なかよしキッチン (川西町)	【受賞活動】住民主体の子どもの居場所づくり 【活動内容】 ・中学生以下の子どもと家族を対象とした食事会の開催 ・放課後の子どもの居場所づくり、町と連携したイベントの実施 ・コロナ感染世帯への食品配達、大雨災害被災世帯への食糧支援の実施
東北公益文科大学 学生団体 Liga 食品ロス削減チーム (酒田市)	【受賞活動】食品ロス削減活動 【活動内容】 ・企業や行政と協力したフードパントリーやフードドライブの実施 ・幼稚園～高等学校における食品ロスに関する出前事業の実施 ・こども食堂の定期開催
山形大学 SCITA センター 学生スタッフ (山形市)	【受賞活動】やまがた未来科学プロジェクト 【活動内容】 ・幼児～中学生を対象に月1～数回科学イベントを実施 ・各種イベントへのブース出展、県産業科学館、小学校、公民館等からの依頼を受けた科学実験の実施

3 困難を有するこども・若者や家族への支援

すべての若者が持てる力を発揮し、生き活きと活躍できる環境づくりを推進するため、ひきこもりなど社会参加に困難を有する若者が、地域の中で安心して生活できる体制づくりの推進を図るもの。

(1) 若者相談支援拠点の設置・運営

困難を有する若者やその家族が地域で安心して生活できる体制づくりを推進するため、NPO等との協働により、県内4地域8ヶ所に「若者相談支援拠点」を設置している。各拠点では、相談窓口の開設に加え、拠点未設置市町村での出張相談会の開催、関係機関や民生委員・児童委員とのネットワーク強化、地域の方への理解促進の講演会等の開催を行っている。

相談支援のほかにも、困難を有する若者の居場所づくり、家族を対象とした学びあいの機会の提供など、それぞれの地域の実情に応じた支援を実施している。

なお、若者相談支援拠点を「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者総合相談センター」に位置付けている。

【令和6年度若者相談支援拠点】

山形市	フリースペース雨やどり	山形市	フリースペースいろは
山形市	あにまる plus+	新庄市	フリースペースまちかど カフェたまりば
米沢市	With 優	米沢市	から・ころセンター
鶴岡市	若者相談窓口一歩	酒田市	若者相談支援拠点ひなた

(2) こども・若者支援のネットワークの形成

地域の関係機関・団体・市町村からなる支援ネットワークを形成するため、「山形県子ども・若者支援協議会」等の開催をとおして、関係機関・団体の円滑な連携を図るとともに、効果的な支援体制の構築を推進している。

① 山形県子ども・若者支援協議会

子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）に基づき、関係機関・団体が連携し、こども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、平成24年8月に設置している。

【令和6年度実施内容】

開催日時・場所	内容	参加者・参加人数
令和7年2月4日 14:00～15:20 建設会館中会議室	・山形県の社会参加に困難を有するこども・若者の状況について ・講演「石巻圏域子ども・若者総合相談センターの取組みについて」 講師 特定非営利活動法人 TEDIC 相談員 橋浦 清紀氏	協議会構成機関、若者相談支援拠点、総合支庁担当者等（合計38名）

② 子ども・若者支援協議会地域交流研修会

地域における支援体制の整備や連携体制の強化を図るため、県内4地域で研修会を開催し、地域の支援機関の取組み紹介、情報交換等を実施した。

開催にあたっては、就労支援担当部局及び健康福祉担当部局と連携して開催することで、切れ目の無い支援体制の重要性を関係機関の共通認識とした。

参加者：市町村子ども・若者支援担当課及び雇用対策担当課、県関係課、子ども・若者支援地域協議会関係機関、生活困窮者自立支援事業関係機関、就労支援関係機関、障がい者支援関係機関、若者相談支援拠点 など

【各地域での概要】

地 域	開催日程	内容（会場）	参加人数
村 山	令和6年10月9日（水）	若者相談支援拠点、サポステ、単立ちの取組紹介、グループワーク （県庁1502会議室）	39名
最 上	令和6年9月26日（木）	若者相談支援拠点、サポステ、単立ちの取組紹介、グループワーク （東北農林専門職大学講義室）	24名
置 賜	令和6年8月27日（火）	若者相談支援拠点、サポステ、単立ちの取組紹介、グループワーク （赤湯公民館）	36名
庄 内	令和6年7月8日（月）	若者相談支援拠点、サポステ、単立ちの取組紹介、グループワーク （庄内総合支庁分庁舎2号会議室）	42名

第2章 こども・若者の健全育成に関する施策の実施状況

「山形県子ども・若者ビジョン」における施策体系

計画の柱Ⅰ 子ども・若者の健やかな育成と自立の促進

基本的方向	施策の方向	基本施策	取組みの方向性
【基本方針】一人ひとりが安心できる環境の中で、自分を大切に、他者との関わりを通して自己形成や他者に対する尊重、社会への参画力を醸成できるよう、また、子どもの頃から郷土に愛着や誇りを持ち、「山形らしい」自然の力や風土、精神文化に育まれた、心身共に健全で豊かな人間性が養われるよう、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支援します。			
1 子ども・若者の自己形成支援	(1)道徳観や規範意識、自律心等の育成	①基本的な生活習慣の形成	a 小さい頃から他者を尊重し、思いやりの心や道徳観、規範意識、自律心等を育む教育の充実
			b 「山形らしさ」を活かした社会全体による子育てや家庭教育を支援する取組みの充実
			c 「家庭の日」（毎月第3日曜日）の活用による、家族の語らいや親子のふれあいを通した家族や家庭の素晴らしさ、絆の大切さを家庭や地域で見つ直す運動の推進
			d 家庭、学校における男女共同参画を推進する教育と学習の充実
		②社会を生き抜く力の育成	a 幼少からの遊びを通した社会参画力の育成
			b 自ら課題を見つけ、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を総合的に活用しながら、主体的に・協働的に解決していく探究する力（「確かな学力」）の育成
			c 子どもと異年齢の人々との交流や他者に関わる体験の積み重ねを通したコミュニケーション能力の育成
			d 防災教育の充実による「自らの命は自らが守る」意識の醸成と災害対応力の育成
	(2)豊かな人間性と健やかな体の育成、郷土愛の醸成	①豊かな心と郷土愛の醸成	e 消費者としての素地を形成し、身近な消費者問題に目を向け、適切に対応できる能力の育成
			f 経済的困難や社会参加に困難を有する者に対する就学支援や学び直し等の修学機会の提供、自立支援等学びのセーフティネットの整備
			a 自分や他人のいのちを大切に育む「いのちの教育」の推進
			b 住んでいる地域や郷土に誇りと愛着を持ち、地域とつながる心の育成
		②心身の健康と安心の確保	c 食に関する学習機会や情報の提供など、家庭、学校、地域が連携した食育の推進
			d 「性といのちの学習」の手引きを活用した「いのちの教育」の実践
			a 自らの心・体を理解し、大切にすることができる力の育成
			b スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用など安心して相談できる体制の整備
2 子ども・若者の社会参加支援と参画力の育成	(3)社会的自立に向けた支援と社会参加の促進	①自己実現を図るための勤労観・職業観の育成	c 子ども・若者の発達に応じた親等への学習機会の提供や相談体制の充実
			d 喫煙や飲酒、薬物のほか、スマートフォンやゲーム依存など、多様化する子ども・若者の心身の健康課題に対して、学校・家庭・地域の連携による健康教育など、地域全体で取り組む体制の充実・強化
		②社会体験、社会参加の促進	e 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども・若者を、受動喫煙がその健康に及ぼす悪影響から守り、快適に暮らすことのできる生活環境づくりの推進
			a 社会的な自立に向け、幼児期から小・中・高等学校を通じた計画的・系統的なキャリア教育の推進
	(4)ICTの進化に適應し、活用できる人材の育成	①情報社会の進展に対応する実践的な力の育成	b 地域企業等との連携による職場見学や体験、インターンシップの実施
			a 伝統文化を継承し、地域社会の発展を担う人材の育成
			b 家庭や地域、企業・事業所等が連携・協働し、将来の地域社会や地域産業を担う子どもたちの様々な体験・学習活動を社会全体で支援する取組みの推進
			c ジュニア・リーダー活動、青少年ボランティア活動の活性化に向けた取組みの推進
	(5)広い視野を持ち、持続可能な社会づくりに貢献できる力の育成	①グローバル化、多様化する社会への適応力の育成	d 子ども・若者の意見の表明、交流機会の確保や意思決定過程への参加の推進
			a 情報活用能力等の育成に向けたICTを活用した教育活動の推進
3 社会全体で支えるための環境づくり	(6)家庭、学校、地域の連携・協働の推進	①社会全体で子ども・若者を支援する体制づくり	b 「超スマート社会（society 5.0）」の到来を見据え、ICTを高度に活用し、社会の具体的な課題を解決できる人材の育成
			a 多様な文化への理解や国際的な視野を広げる学習等の推進
			b 地球環境の適切な保全・創造・活用等への理解を深めるための環境教育の推進
		②子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり	c 「持続可能な開発目標（SDGs）」を意識し、率先して行動できる人材の育成
			a 学校や家庭、地域が連携・協働し、子ども・若者の様々な体験・学習活動を社会全体で支援する仕組みの構築
			b 学生や若者の力の活用や地域、関係機関・団体等との連携による居場所や様々な活動の場づくりの推進
	(7)子ども・若者の健全育成に向けた社会環境の整備	①有害環境対策の推進	a 学校や家庭、地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の強化
			b 学校や家庭、地域が連携・協働した交通安全、防犯、消費生活等教育・啓発の推進
			c 通学路の安全対策や防犯パトロールの実施、県民の防犯意識の向上などによる事故や犯罪のないまちづくりの推進
		②インターネットの安全・安心な利用の促進	a 青少年健全育成条例に基づく有害図書規制など社会環境健全化の推進
			b 子どもや若者が大麻等の違法薬物や危険ドラッグに関わらないよう薬物乱用防止の啓発の推進
			c サイバーパトロール等による有害情報に対処する取組みの推進
			a 子ども・若者や保護者に対するインターネットの安全・安心な利用に関する啓発の推進
			b 関係機関や業界団体等との連携によるフィルタリング普及に向けた取組みや啓発活動の推進
			c 学校における情報活用能力の育成と情報モラルも含めた情報教育の充実

第2章 こども・若者の健全育成に関する施策の実施状況

「山形県子ども・若者ビジョン」における施策体系

計画の柱Ⅱ 未来を拓く子ども・若者の応援

基本的方向	施策の方向	基本施策	取組みの方向性
【基本方針】若者が地域とつながり、人とのつながりの中で、持てる力を十分に発揮し、地域、職場、家庭において役割と責任を十分に果たすとともに、子ども・若者が山形暮らしの良さを認識し、県づくりの主体として活躍できる環境づくりを推進します。			
4 若者が活躍できる基盤づくりへの支援と県内への移住・定着の促進	(8) 若者の活躍を推進する気運の醸成、山形暮らしの良さを知る機会の充実	①地域における多様な担い手の育成	a 政策・方針、意思決定過程への若者の参画拡大 b 県内教育機関等との連携による、学校卒業後の県内定着や県外進学者の回帰に向けた取組みの推進 c 伝統行事や芸能など地域文化の伝承を通じた地域活動の担い手育成の推進
		②若者の多様な活動や山形の魅力を知る機会の充実	a 地域活性化に取り組む若者の優れた功績・成果や地道な活動の顕彰 b 若者が地域と関わりながら地域の魅力に触れ、魅力を活かす機会の創出 c 県内外の若者や学生に対するインターネット、SNS等の各種媒体を活用した若者活動や山形の魅力等の情報発信の強化と県内への移住・定着支援
	(9) 多様な活動の促進、つながる機会の拡大	①若者の主体的な取組み、多様な活動の促進	a 若者活動に係る総合相談窓口機能等による、若者の主体的な活動や元気創出活動等の取組みに対する支援の充実 b 地域課題の解決に取り組むNPOや若者グループの育成と支援 c 地域を題材とした課題解決型の学習の機会の提供と人材育成
		②若者・若者グループの交流促進、レベルアップへの支援	a 若者交流ネットワークサイトの活用等による、多様な分野で活躍する若者同士のつながりや地域連携を支援 b 県内外や他地域の若者同士の交流や協働の機会の創出による地域活動の面的な拡大の促進 c 困難を有する若者の社会参加に向けた若者グループとの交流促進
		③若者が働きやすい就労環境の整備	a 通常の学習環境に困難を有する生徒等の就労に向けた学校と関係機関の連携強化による職業教育・職業訓練と就労支援に向けた取組みの推進 b 就職後の仕事のミスマッチをなくし、早期離職を防ぐため、生徒個々の適性や進路希望に応じ、地域産業界と連携した就職指導の推進 c 若者の県内定着・県内回帰に向け、居住支援のほか県内企業の魅力や若手社員の活躍ぶりなどの企業情報の発信の強化
			a 若者の志向に対応した就労の場の確保や起業、マッチングの促進 b 若者や女性の柔軟で新しい感性に基づく新たな事業創出支援等による就業機会の創出 c 行政や教育、企業、NPO等の連携による若者の県内就職に向けた取組みの推進
5 若者のライフステージに応じた総合的な支援	(10) 若者の職業的自立、就労支援	①就学から就労への円滑な移行に向けた取組みの推進	a 通常の学習環境に困難を有する生徒等の就労に向けた学校と関係機関の連携強化による職業教育・職業訓練と就労支援に向けた取組みの推進 b 就職後の仕事のミスマッチをなくし、早期離職を防ぐため、生徒個々の適性や進路希望に応じ、地域産業界と連携した就職指導の推進 c 若者の県内定着・県内回帰に向け、居住支援のほか県内企業の魅力や若手社員の活躍ぶりなどの企業情報の発信の強化
		②若者が活躍できる雇用・就労の場の創出	a 若者の志向に対応した就労の場の確保や起業、マッチングの促進 b 若者や女性の柔軟で新しい感性に基づく新たな事業創出支援等による就業機会の創出 c 行政や教育、企業、NPO等の連携による若者の県内就職に向けた取組みの推進
		③若者が働きやすい就労環境の整備	a 正社員化や所得向上など若者が魅力を感じ安心して働くことのできる労働環境の整備や相談体制の充実 b 若者の地域における多様な活動への理解促進や、子育て・介護等と仕事との両立支援に取り組む事業所の拡大 c 就労の意欲や能力の向上と機会の提供等人材育成の推進
	(11) 出合いの提供・結婚支援の充実・強化	①出合いから結婚までの継続的かつ総合的な支援	a 県内市町村や関係団体と連携したオール山形による出合いの機会の提供や情報発信、結婚に関する様々な相談対応等の実施 b 将来を見据えたライフデザイン形成支援による結婚への不安払拭などプラスイメージの結婚観・家庭観の醸成
	(12) 地域で支える子育て支援の充実	①安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり	a 妊娠期から切れ目のない支援体制の充実 b 子育て家庭等に対する住環境整備・経済的支援の充実 c ひとり親家庭に対する生活・自立支援の充実
	(13) 仕事と家庭の両立支援の充実	①ワーク・ライフ・バランスの取組み強化	a 両立を支援する保育サービス等の充実 b 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組み強化 c 男性の育児・家事参画のさらなる促進

第2章 こども・若者の健全育成に関する施策の実施状況

「山形県子ども・若者ビジョン」における施策体系

計画の柱Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援

基本的方向	施策の方向	基本施策	取組みの方向性
【基本方針】困難を有する子ども・若者とその家族が、困難な状況にあっても希望を持って生活できるよう、分野や主体の境界を越えて地域全体で互いに連携協力し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を継続的に実施します。			
6 個々の状況に応じたきめ細かな支援の充実	(14) 社会参加に困難を有する子ども・若者、その家族への支援	①ニート、ひきこもり、不登校等への支援	a ひきこもりの第一次相談支援窓口「自立支援センター巢立ち」における相談支援、関係機関との連携やコーディネート機能の強化
			b 市町村や自立相談支援機関、保健所など関係機関における相談支援や訪問支援等の取組みの充実、ひきこもり支援に携わる人材の養成
			c NPO等との協働による相談窓口（若者相談支援拠点）の設置や居場所づくり、多様な体験活動機会の提供等による自立支援
			d ニート、ひきこもりの若者の職業的自立のための、それぞれの状況に応じた個別的、継続的支援の実施
			e 不登校、中退の未然防止や早期対応につながる取組みや関係機関等と連携した取組みの推進
			f 高校中退者や不登校等経験者等への「学び直し」の機会の充実
			g 多様な学習ニーズに対応できる柔軟な教育課程を備えた学校づくりの推進
		②支援体制の強化、交流機会の提供等	a 社会参加に困難を有する子ども・若者や家族が相談しやすい環境づくりと関係機関の連携による支援体制の強化
	b ニート・ひきこもり等の子ども・若者の自立支援のための社会参加や交流機会の提供		
	(15) 障がいのある子ども・若者の支援	①障がいのある子ども・若者への支援	a 障がいのある子ども・若者、家族に対するライフステージに応じた支援や関係機関が相互に連携した地域支援体制の充実
	(16) 非行防止、いじめ・暴力行為への対策	①非行防止・立ち直り支援	a 少年の規範意識の向上と少年を見守る社会機運を醸成する活動の推進
			b 問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な取組みの推進
		②いじめ・暴力行為への対策	a 学校、家庭、地域が連携したいじめ防止に向けた取組みの推進
			b 問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な取組みの推進
	(17) 子どもの貧困問題、児童虐待、子ども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応	①子どもの貧困問題への対応	a 子どもの貧困問題や貧困の世代間連鎖の解消に向けたスクールソーシャルワーカーの活用など、学校と福祉機関との連携による教育の支援及び生活や就労、経済的支援等を含む総合的な支援の強化
		②児童虐待防止対策	b 子ども食堂等子どもの居場所の県内全域への拡大・定着を推進
			a 妊娠、出産から子育てまでの相談しやすい体制の充実
			b 児童相談所の機能強化と市町村の連携体制の強化及び社会的養護体制の充実
		③子ども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応	c 発生予防から早期発見・早期対応、適切な保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の充実強化
			a 被害を受けた子ども・若者の治療や精神的負担の軽減を図る専門支援や相談体制の充実
(18) いのちを支える自殺対策	①総合的かつ計画的な自殺対策の推進	a 「心のサポーター」等の気づき見守る人材の育成及び活動の推進	
		b 関係機関等の機能及び連携の強化による効果的・総合的な取組みの促進	
		c 市町村における自殺対策計画の策定や地域の実情に応じた自殺対策の取組みの支援	
(19) 性的マイノリティ等に特に配慮が必要な子ども・若者への支援	①性的マイノリティ等に対する理解促進、教育の充実等	a 性同一性障がいやLGBT等の性的指向を理由として困難な状況に置かれているなど特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動の推進	
7 安心して生活できる体制の充実・強化	(20) 総合的な相談・支援体制の充実	①総合的な相談・支援体制の充実	a NPO等との協働による相談支援拠点の体制強化
			b 社会参加の機会につながる安心して過ごせる居場所や交流・活動する場の整備
			c より身近な相談窓口となる市町村における相談対応の促進
		②相談しやすい環境づくり	a 最も身近な支援者となる家族への支援の充実・強化
			b 適切な情報提供やともに支え合い学び合う場の確保
			c 継続的な周知・広報の取組みを通じた県民理解の促進
	(21) 重層的な子ども・若者支援ネットワークの強化	①主体や分野を超えたネットワークの強化	a 「山形県子ども・若者支援協議会」を活用した、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護などの各分野における関係機関等による相互の連携・協力体制の強化
			b 市町村、民生委員・児童委員等との連携による地域支援ネットワークの強化
			c 子ども・若者のライフサイクルを踏まえた継続的な支援体制の整備
		②支援者、協力者の養成、確保	a 相談支援機関、団体、NPO等における支援者の養成と支援対応能力の向上
			b 民生委員・児童委員と協働した地域での支援の仕組みづくり
			c 学生ボランティアや若者グループ等同世代又はピアサポーターによる支援の仕組みづくり